

考 査 A

(令和2年)

受 検 地	受 検 番 号	氏 名
	頭符号()	

問 題

次の注意をよく読んでから始めてください。

【注意】

1. この問題は、全て五肢択一式です。
2. 解答は、各問題とも選択肢のうち正解と思う番号を、答案用紙の解答欄に記入してください（答案用紙は別紙です）。
3. この問題用紙の余白は、計算等に使用しても差しつかえありません。
4. 建築基準法等の法令については、**令和2年1月1日現在**において施行されている規定により解答してください。
5. 解答に当たって、問題に記載されている事項を除き、**地方公共団体の条例、規則等の規定の内容については、考慮しないこととします。**
6. この問題については、**検定終了まで在席していた者に限り、持ち帰りを認めます**（中途退出者については、持ち帰りを禁止します）。

【No.1】 建築基準法の適用等に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物がこれらの規定に適合しない場合でも、その後、当該規定に適合するに至った建築物については、当該規定は適用する。
2. 建築基準法第3条第2項の規定により同法第48条第1項から第14項までの規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合において、当該用途の変更が政令で定める範囲内であるものについては、同法第48条第1項から第14項までの規定を準用しない。
3. 建築基準法第6条第1項第四号の区域外における平家建ての診療所で当該用途に供する床面積の合計が150m²のものについて、市町村は、土地の状況により必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、区域を限り、同法第28条の居室の採光及び換気の規定による制限を緩和することができる。
4. 建築物が防火地域及び準防火地域にわたる場合に、当該建築物が防火地域外において防火壁で区画されているときは、その防火壁外の部分については、準防火地域内の建築物に関する規定を適用する。
5. 都市計画法に基づく風致地区内における、「風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令」に定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を維持するために定められた建築物の建築についての規定は、建築基準関係規定である。

【No.2】 建築基準法の手続等に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物である認証型式部材等で、その新築の工事が国土交通省令で定めるところにより建築士である工事監理者によって設計図書のとおり実施されたことが確認されたものは、完了検査において、その認証に係る型式に適合するものとみなす。
2. 国土交通大臣又は都道府県知事は、その指定に係る指定確認検査機関が、国土交通大臣等の認可を受けた確認検査業務規程によらないで確認検査を行ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて確認検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
3. 防火地域及び準防火地域外の都市計画区域内(都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。)において、建築物を増築しようとする場合には、その増築に係る部分の床面積の合計が10m²以内であっても、確認済証の交付を受けなければならない。
4. 災害があった場合において建築する停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後3月を超えて当該建築物を存続させようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。
5. 特定行政庁は、指定確認検査機関から所定の仮使用認定報告書の提出を受けた場合において、当該認定を受けた建築物が、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合しないと認めるときは、当該建築物の建築主及び当該認定を行った指定確認検査機関にその旨を通知しなければならない。

【No.3】 特定行政庁等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 特定行政庁は、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている建築物の敷地、構造又は建築設備が著しく保安上危険であると認める場合においては、当該建築物の所有者に対し、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却を命ずることができる。
2. 建築主事が、事務所の新築の工事の完了検査を実施するために当該建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その所有者の承諾を得なければならない。
3. 特定行政庁は、地方公共団体が建築基準法第40条の規定に基づき建築物の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を附加するために定めた条例に違反した建築物については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人等に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転その他の規定に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。
4. 建築監視員は、指定確認検査機関に対して、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途又は建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況に関する報告を求めることができる。
5. 特定行政庁は、建築基準法令の規定に違反した建築物について、緊急の必要がある場合であっても、違反建築物に対する措置の通知書の交付等所定の手続を経ずに、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、違反を是正するために必要な当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替を行うことを命ずることはできない。

【No.4】 一般構造に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 高さが1.2m、幅が3.5m、蹴上げが15cm、踏面が28cmの階段には、原則として、両側(手すりが設けられた側を除く。)には側壁又はこれに代わるものを設け、中間には手すりを設けなければならない。
2. 床面積45m²のホテルの居室で、内装の仕上げ部分の面積200m²の全てに第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用するときは、1時間当たりの換気回数0.5以上の機械換気設備を設ける必要がある。
3. 準工業地域内にある建築物の窓その他の開口部の採光に有効な部分の面積の算定において、開口部が道に面する場合に、採光関係比率に8.0を乗じた数値から1.0を減じて得た算定値が1.0未満となる場合の採光補正係数は、1.0である。
4. 学校の教室で、国土交通大臣が定めるところにより、**からぼり**その他の空地に面する開口部を設け、外壁等の構造が、外壁等の直接土に接する部分から教室内に水が浸透しないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものは、地階に設けることができる。
5. 床面積の合計が120m²の住戸に設けられた調理室で、発熱量の合計が6kWの火を使用する設備(密閉式燃焼器具等でないもの)を設けたものには、換気上有効な開口部を設けても、政令で定める技術的基準に従って換気設備を設けなければならない。

【No.5】建築物の構造計算に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物に作用する荷重及び外力としては、固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力、地震力のほか、建築物の実況に応じて、土圧、水圧、震動及び衝撃による外力を採用しなければならない。
2. 許容応力度等計算においては、建築物の地上部分について、各階の剛性率を、「各階の層間変形角の逆数」を「当該建築物についての各階の層間変形角の逆数の相加平均」で除して計算し、その値がそれぞれ $\frac{6}{10}$ 以上であることを確かめなければならない。
3. 建築物に近接してその建築物を風の方向に対して有効にさえぎる他の建築物がある場合においては、その方向における速度圧は、有効にさえぎるものがない場合の速度圧の数値の $\frac{1}{3}$ まで減らすことができる。
4. 限界耐力計算を行う場合、地震時については、建築物の地下部分を除き、地震力により構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度が、短期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを計算により確かめなくてもよい。
5. 高さが60mを超える建築物の構造計算においては、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁が、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめなければならない。

【No.6】鉄骨造の建築物について、保有水平耐力計算により安全性を確かめる場合の構造方法に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 高力ボルトの相互間の中心距離は、その径の2.5倍以上としなければならない。
2. 径が20mm未満のボルトのボルト孔の径は、ボルトの径より1mmを超えて大きくしてはならない。
3. 構造耐力上主要な部分である鋼材の圧縮材の有効細長比は、柱にあっては200以下としなければならない。
4. 構造耐力上主要な部分である柱の脚部は、滑節構造である場合を除き、国土交通大臣が定める基準に従ったアンカーボルトによる緊結その他の構造方法により基礎に緊結しなければならない。
5. 引張応力が存在する構造耐力上主要な部分の材料として、鋳鉄を使用してはならない。

【No.7】 防火・耐火に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、耐火性能検証法、防火区画検証法による検証及び避難上の安全の検証は行わないものとする。

1. 3階を寄宿舎の用途に供する階数が3で延べ面積が200m²未満の建築物(建築基準法施行令第112条第10項に規定する建築物を除く。)の^{たて}堅穴部分を当該^{たて}堅穴部分以外の部分と区画する戸は、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有しなければならない。
2. 物品販売業を営む店舗の用途に供する地上3階建て、延べ面積1,000m²、高さ15mの建築物の主要構造部は、通常の火災による火熱が加えられた場合、通常火災終了時間が経過するまでの間、構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものとしなければならない。
3. 主要構造部を耐火構造とした地上5階建て、各階の床面積がそれぞれ1,000m²の共同住宅(自動式スプリンクラー設備等は設置されていない。)においては、原則として、床面積の合計が1,500m²以内ごとに1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画をしなければならない。
4. 準耐火構造である床は、当該部分に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものとしなければならない。
5. 3階以上の階において、床面積の合計が200m²以上の部分を倉庫の用途に供する建築物は、耐火建築物としなければならない。

【No.8】避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、居室については、「建築基準法施行令第116条の2に規定する窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。また、避難階は地上1階とし、「避難上の安全の検証」は行われていないものとする。

1. 延べ面積3,000m²、地上7階建ての物品販売業を営む店舗の用に供する建築物において、5階以上の売場に通ずる直通階段はその一以上を、特別避難階段としなければならない。
2. 延べ面積1,000m²、地上2階建ての劇場における客席からの出口の戸及び客用に供する屋外への出口の戸は、いずれも内開きとしてはならない。
3. 主要構造部を耐火構造とした延べ面積300m²、地上3階建ての飲食店(居室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料としたもの)の避難階においては、階段から屋外への出口の一に至る歩行距離は、40m以下としなければならない。
4. 主要構造部を耐火構造とした地上6階建てのホテルで、6階の宿泊室の床面積の合計を200m²とし、かつ、6階に避難上有効なバルコニー及び6階から避難階に通ずる直通階段であって屋内の避難階段であるものが設けられているものについては、当該直通階段を1箇所とすることができる。
5. 非常用エレベーターを設置している建築物にあつては、非常用の進入口を設けなくてもよい。

【No.9】建築設備に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 高さ31mを超える建築物であっても、高さ31mを超える部分の各階の床面積の合計が500m²以下のものには、非常用エレベーターを設けなくてもよい。
2. 各構えの床面積の合計が1,000m²を超える地下街における排煙設備の制御及び作動状態の監視は、原則として、中央管理室において行うことができるものとしなければならない。
3. 建築物に設ける、乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターの安全装置について、安全上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものについては、停電時の非常の場合においてかご内からかご外に連絡することができる装置を設けなくてもよい。
4. 公共下水道により下水を排除することができる地域で、排除された下水を終末処理場により処理することができる地域においては、便所は、污水管が公共下水道に連結された水洗便所としなければならない。
5. エスカレーターの制動装置の構造は、人が危害を受け又は物が破損するおそれがある場合に自動的に作動し、踏段に生ずる進行方向の加速度が1.5m/s²を超えることなく安全に踏段を制止させることができるものとしなければならない。

【No.10】 都市計画区域又は準都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 特定行政庁は、道路の上空に設けられる病院の渡り廊下で、患者の通行の危険を防止するために必要なものを許可する場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。
2. 特定行政庁は、都市計画区域又は準都市計画区域に指定された際現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8mの道を建築基準法上の道路とみなして指定したものについて、土地の状況によりやむを得ずその道の中心線からの水平距離1.35mの線をその道路の境界線とみなす線として別に指定するときは、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。
3. 特定行政庁は、自動車のための交通の用に供する道路に設けられる建築物である給油所を安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可するときは、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。
4. 特定行政庁が、街区区内における建築物の位置を整えその環境の向上を図るために必要があると認めて建築審査会の同意を得て、壁面線を指定した場合であっても、建築物の屋根は、壁面線を越えて建築することができる。
5. 特定行政庁が、幅員4m以上の農道に2m以上接する延べ面積が200m²以内の一戸建ての住宅を交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可する場合は、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

【No.11】 (イ)欄に掲げる用途地域内において、(ロ)欄に掲げる建築物を新築しようとする場合、建築基準法第48条の規定により、**特定行政庁の許可を受けなければ建築することができない**ものは、次のうちどれか。ただし、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとする。

	(イ)	(ロ)
1.	第一種中高層住居専用地域	地上5階建ての警察署で床面積の合計が2,500m ² のもの
2.	第二種中高層住居専用地域	地上2階建ての飲食店で床面積の合計が1,500m ² のもの
3.	第二種住居地域	地上2階建てのぱちんこ屋で床面積の合計が600m ² のもの
4.	田園住居地域	地上2階建ての、地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗で床面積の合計が500m ² のもの
5.	準工業地域	平家建ての圧縮ガスの製造工場(内燃機関の燃料として自動車に充填するための圧縮天然ガスに係るもので、3,500m ³ の圧縮天然ガスの貯蔵又は処理を行うもの)で床面積の合計が5,000m ² のもの

【No.12】日影による中高層の建築物の高さの制限(以下、「日影規制」という。)、建築物の各部分の高さの制限等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 日影規制の緩和の規定において、建築物の敷地の平均地盤面が隣地又はこれに接続する土地(隣地又はこれに接続する土地に建築物があるもの)で、日影の生ずるものの地盤面より1m以上低い場合においては、その建築物の敷地の平均地盤面は、原則として、当該高低差から1mを減じたものの $\frac{1}{2}$ だけ高い位置にあるものとみなす。
2. 前面道路の境界線から後退した建築物の道路高さ制限の適用において、当該建築物の後退距離の算定の特例を受ける場合、ポーチの高さの算定については、前面道路の路面の中心からの高さによる。
3. 第一種低層住居専用地域内における建築物の敷地が北側で公園に接する場合においては、当該公園に接する隣地境界線は、当該公園の幅の $\frac{1}{2}$ だけ外側にあるものとみなして北側高さ制限を適用する。
4. 建築物が二つの異なる高度地区にわたる場合、その建築物の部分が属する敷地の高度地区の規制を適用する。
5. 用途地域の指定のない区域であっても、地方公共団体の条例で指定する区域については、日影規制の対象区域とすることができるが、商業地域については、日影規制の対象区域とすることはできない。

【No.13】容積率又は建蔽率に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築物の地階で、地盤面上1m以下にある部分の外壁の中心線で囲まれた部分の水平投影面積は、当該建築物の建築面積に算入しない。
2. 建蔽率の限度の適用については、準防火地域内において、準耐火建築物と同等以上の延焼防止性能を有する政令で定める建築物(街区の角にある敷地内にある建築物ではない。)にあっては、都市計画において定められた数値に $\frac{1}{10}$ を加えた数値とする。
3. 建築物の容積率を算定する場合、宅配ボックス設置部分の床面積は、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和)に $\frac{1}{100}$ を乗じて得た面積を限度として、容積率の算定の基礎となる延べ面積には算入しない。
4. 老人ホームの共用の廊下の用に供する部分の床面積については、容積率の算定の基礎となる延べ面積には、算入しない。
5. 都市計画で定められた容積率の限度が $\frac{40}{10}$ の第一種住居地域内で、幅員15mの道路に接続する幅員6mの道路を前面道路とする建築物の敷地が、幅員15mの道路から当該敷地が接する前面道路の部分の直近の端までの延長が35mの場合には、容積率の限度は $\frac{40}{10}$ である。

【No.14】 防火地域又は準防火地域内の建築物等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 防火地域内にある看板で建築物の屋上に設けるものは、その看板の高さにかかわらずその主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。
2. 防火地域内に新築する不燃性の物品を保管する倉庫の屋根は、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしない構造方法を用いなければならない。
3. 防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。
4. 準防火地域内の準耐火建築物(木造建築物等を除く。)に附属する高さ 2.1mの塀は、延焼防止上支障のない構造とする必要はない。
5. 準防火地域内に建築する延べ面積 200m²、地上 2 階建て、高さ 8mの診療所は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

【No.15】 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 各階を事務所の用途に供する地上 6 階建ての建築物で、建築基準法第 3 条第 2 項の規定により排煙設備の規定の適用を受けないもののうち 1 階及び 2 階を飲食店に用途変更する場合において、特定行政庁の認定を受けた全体計画に係る 2 以上の工事のうち最後の工事に着手するまでは、現行基準に適合させる全面的な改修を行う必要はない。
2. 国際的な規模の競技会の用に供することにより、1 年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場について、特定行政庁が、あらかじめ、建築審査会の同意を得て安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合は、当該仮設興行場の使用上必要と認める期間を定めて、その建築を許可することができる。
3. 国が防火地域及び準防火地域外において床面積の合計が 10m² の増築を行う場合、当該工事に着手する前に、その計画を建築主事に通知しなくてよい。
4. 特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも建築基準法第 3 条第 2 項の規定により建築基準法第 2 章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、修繕、防腐措置その他当該建築物又はその敷地の維持保全に関し必要な指導、助言及び指示をすることができる。
5. 建築審査会は、審査請求に対する裁決を行う場合においては、行政不服審査法第 24 条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、あらかじめ、審査請求人、特定行政庁、指定確認検査機関その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審査を行わなければならない。

【No.16】 次の記述のうち、消防法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、防火対象物には地階又は無窓階はなく、指定可燃物の貯蔵又は取扱いはないものとする。また、消防法施行令第29条の4に規定する基準、同施行令第32条に規定する基準の特例及び総務大臣の認定は考慮しないものとする。

1. 屋内消火栓設備を設置しなければならない防火対象物にスプリンクラー設備を政令に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、スプリンクラー設備の有効範囲内の部分について、屋内消火栓設備を設置しないことができる。
2. 3階以上の階を飲食店の用途に供する防火対象物で、延べ面積が200m²であるものには、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が屋外に設けられ、その数が1の場合は、自動火災報知設備を設置しなければならない。
3. 地上5階建ての事務所の用途に供する防火対象物で、1階に駐車場の用途に供する部分の床面積が500m²以上あるものには、原則として、当該防火対象物の駐車場の用途に供する部分に水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備のいずれかを設置しなければならない。
4. 地上3階建ての物品販売業を営む店舗の用途に供する防火対象物で、収容人員が300人以上のものには、原則として、非常ベル及び放送設備又は自動式サイレン及び放送設備を設置しなければならない。
5. こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いに関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。

【No.17】 次の記述のうち、関係法令上、**誤っている**ものはどれか。

1. 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」上、非住宅部分の床面積の合計が1,800m²の建築物において、床面積の合計が300m²の非住宅部分を増築しようとする場合、建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。
2. 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」上、床面積の合計が2,000m²の自動車車庫を新築しようとする場合、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける必要はない。
3. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、床面積の合計が2,500m²の共同住宅を建築しようとするときは、建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
4. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、床面積の合計が3,000m²、客室の総数が120室のホテルを建築しようとするときは、2室以上の車椅子使用者用客室を設けなければならない。
5. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、建築主は、特定建築物の建築等を行うときは、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を受けなければならない。